

由仁町農畜産物加工センター
指定管理者募集要項

令和5年11月

由仁町産業振興課

1 募集の目的

由仁町では、由仁町農畜産物加工センター（以下「施設」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、由仁町農畜産物加工センター設置条例（平成20年由仁町条例第8号）第3条及び由仁町公の施設の指定管理者指定手続等に関する条例（平成16年由仁町条例第12号）に基づき、施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

2 施設の概要

- (1) 施設の名称 由仁町農畜産物加工センター
- (2) 所在地 夕張郡由仁町熊本331番地の2
- (3) 設置条例 由仁町農畜産物加工センター設置条例
- (4) 施設等の概要

敷地面積	3,437.00㎡			
構 造	鉄筋コンクリート造平家建			
建築面積	341.56㎡			
設置年月日	平成2年12月17日			
施設概要	農産加工室	197.02㎡	畜産加工室	27.88㎡
	乳製品加工室	26.07㎡	研修室	16.80㎡
	資材室	7.20㎡	前室	5.76㎡
	更衣室	3.00㎡	事務室	26.98㎡
	機械室	13.50㎡	玄関（風除室含む）	11.14㎡
	便所ほか	6.21㎡		

3 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設の利用料の徴収、減免に関する業務
- (3) 施設及び施設の設備の維持管理に関する業務

4 指定期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）

5 指定管理業務に要する経費等

- (1) 指定管理料

指定管理者は、施設の利用料金収入と町からの指定管理料をもって施設の管理運営を行うものとします。ただし、町からの指定管理料については、指定管理者から提出される収支計画書

により町が精査し、指定管理者と調整した上で決定しますが、以下の内容を基本とし指定管理者に支払うものとします。

- ア 施設管理業務費用（人件費）の50%
- イ 電気保安管理業務費用の50%
- ウ 消防設備保守管理業務費用の50%
- エ ボイラー保守点検業務費用の50%
- オ 衛生害虫防除及びグリーストラップ・側溝清掃業務費用の50%
- カ 滅菌器性能検査整備業務費用の50%
- キ 浄化槽管理及び検査業務費用の50%
- ク 施設運営（小破修繕及び各備品の更新に充てる）費用 50,000円

（2）修繕

施設の設備が自然災害により破損した場合には、町が加入する損害保険によって修繕を行います。保険適用外の自然災害の場合及び老朽化等による場合の修繕費用は、町が負担します。

（3）利用料金

利用料金収入は、由仁町農畜産物加工センター設置条例（以下「設置条例」という。）の規定に基づき、指定管理者の収入とします。

利用料金は、施設の利用促進及び利用者へのサービス向上といった観点を踏まえ、設置条例で定める額を上限として、町の承認を得て指定管理者が設定することになります。

（4）指定管理者の負担

指定管理者は、（1）及び（2）の町が負担する以外のものについて負担するものとします。

（5）備品の取扱い

備品については、指定管理者に無償で貸与しますので、備品の維持管理は指定管理者が行うものとします。

（6）契約等の変更

次に掲げるものに係る契約については、可能な範囲で指定管理者に変更していただきます。

- ア 電気
- イ 水道
- ウ その他変更が必要な契約

（7）補填金

決算において収入不足が生じたときは、町は、利用料の徴収をはじめ各種業務の内容を厳正に審査した上で、適正な補填金額を算定し、指定管理者に補填するものとします。

6 管理の基準

（1）休館日及び開館時間

- ア 休館日 土曜日及び日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）

12月31日から翌年の1月5日までの日

イ 開館時間 午前8時30分から午後5時まで

なお、開館時間のうち事前に利用申請があった場合のみ開館することとし、利用申請がない場合は閉館とします。

（2）開館時間及び休館日の変更

指定管理者が特に必要と認めるときは、町の承認を得て、開館時間、休館日の変更又は臨時に休館することができます。

（3）業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ町が認めた場合はこの限りではありません。

（4）使用料の減免

指定管理者は、使用料の全部又は一部を減免することができます。減免基準については、由仁町農畜産物加工センター設置条例施行規則（平成20年由仁町規則第6号）第5条の規定を適用するものとします。

（5）関係法令等の遵守

業務の遂行に当たっては、設置条例のほか、次の関連する法令等を遵守することとします。

ア 地方自治法

イ 由仁町農畜産物加工センター設置条例施行規則

ウ その他の関係法令

（6）情報管理と情報公開

指定管理者は、由仁町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年由仁町条例第1号）の規定に基づき、管理業務の遂行に伴う個人情報について適切に取り扱うとともに、必要な措置を講じなければなりません。

また、業務上知り得た情報を他人に漏らしたり、不当な目的に使用したりしてはなりません。指定期間が終了した後も同様です。

なお、指定管理者が施設の管理を行うに当たり保有する情報の開示又は提供については、町の指示に従い必要な措置を講じなければなりません。

（7）その他

管理の基準に関する細目は、別途、町と指定管理者との間で締結する協定で定めるものとします。

7 町と指定管理者とのリスク分担

町と指定管理者とのリスク分担は、別表のとおりとします。

ただし、別表に定める事項で疑義がある場合又別表に定めのないリスクが発生した場合は、町と指定管理者とが協議の上、リスク分担を決定します。

8 応募資格

指定管理者の公募に申請できる者は、指定期間中に施設を安全円滑に管理運営することができる次の者としてします。

(1) 管理運営等において、緊急時の迅速な対応が確実に果たせる者であること。

(2) 北海道内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体であること。

(3) 法人その他の団体又はその代表者が、次の事項に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

ウ 由仁町における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 由仁町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年由仁町条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団関係事業者である者

オ 国税及び地方税並びに延滞金等を滞納している者

カ 労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

キ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当するものがある団体
(ア) 破産者で復権を得ない者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

9 応募の手続

(1) 応募書類の提出

ア 受付期間

令和5年11月15日から令和5年12月6日までの期間とし、午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日法による休日は除きます。

イ 受付場所

夕張郡由仁町新光200番地 由仁町役場 2階

産業振興課までお持ちください。

※持参以外の方法では受付はしません。

ウ 応募書類の提出部数

「10 応募のための提出書類」(1)を正本1部、副本1部提出してください。

(2) 質問事項の受付

応募に当たって、質問等がある方は、次のとおり受け付けます。

ア 受付期限

令和5年11月29日(水) 午後5時必着

イ 質問の受付及び回答

質問書(参考様式)により、電子メールにて提出してください。ただし、質問者は「8 応募資格」を満たす者としてします。

回答については、送信元アドレスに送信します。

(3) 費用の負担

応募に要する経費は、応募者の負担としてします。

10 応募のための提出書類

(1) 応募書類

ア 指定管理者申請書

イ 誓約書(参考様式)

ウ 事業計画書(参考様式)

エ 収支計画書(参考様式)

オ 添付書類

- ・定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
- ・法人にあっては当該法人の登記事項証明書(申請日前3か月以内に交付されたもの)、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- ・申請を行う日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに直近2事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書又はこれらに類するもの
- ・団体の概要がわかるもの(法人の組織及び運営に関する事項、設立趣旨がわかるもの)
- ・国税及び地方税の直近事業年度1年分の納税証明書
- ・管理運営に係る従事予定者の名簿、経歴、採用の見通し状況及び管理体制組織図等

(2) 留意事項

ア 提出書類の規格

使用する用紙の規格は、原則A4縦長とし、図面など規格を超えるものはA4の大きさに折り曲げて、左側をクリップでとめてください。

イ 提出書類の変更の禁止

提出した書類の内容を変更することはできません。(軽微な修正を除く。)

ウ 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、応募者に帰属します。また、提出された書類については、個人に関する情報等を除き、公開されることがあります。

エ 応募の辞退

応募書類を提出後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。

オ 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

カ その他

町が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めています。

11 指定管理者の選定方法及び選定結果の公表

(1) 選定の基準

指定管理者の選定は、由仁町公の施設の指定管理者指定手続等に関する条例の規定に基づき、次の選定基準のいずれにも該当する者のうちから候補者を選定します。

ア 事業計画書の内容が、住民の平等利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するもの、又は確保できる見込みであること。

ウ 収支計画書の内容が、当該施設に係る経費の縮減が図られるものであること。

(2) 審査の方法

指定管理者の選定は、選定委員会において、応募書類による応募資格、提案内容等の審査を行い選定します。

なお、応募書類の内容について、聴取審査を行う場合があります。

(3) 選定結果の通知

指定管理者の選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。

(4) 選定結果の公表

指定管理者の選定結果については、公表する場合があります。

12 募集及び選定に関するスケジュール

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 応募書類の受付 | 令和5年11月15日～12月6日 |
| (2) 質問の受付 | 令和5年11月15日～11月29日 |
| (3) 審査選定 | 令和5年12月中旬～令和5年12月下旬 |
| (4) 指定管理者の指定議案提出 | 令和6年1月 |
| (5) 指定管理者の指定 | 令和6年1月 |
| (6) 基本協定の締結 | 令和6年2月 |
| (7) 事務引継ぎ等 | 令和6年3月 |
| (8) 年度協定の締結 | 令和6年3月 |
| (9) 管理運営業務の開始 | 令和6年4月1日 |

13 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

町は、指定管理者の指定に関する町議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。

なお、町は、指定管理者の指定に関する町議会の議決が得られないことにより、指定管理者の候補者に生じた損害を負担しません。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定の後に、施設の管理運営業務に関し、包括的な事項を定めた基本協定並びに管理経費の支払方法等の事項を定めた年度協定を締結します。

協定の締結に際し、必要な事項については、町と指定管理者が協議の上、定めることとなりますが、項目としては次に示す事項を基本とします。

(3) 協定書の内容

ア 包括的事項

協定の主旨、目的、指定管理者が行う業務の内容、指定時間、管理運営業務計画、責任者及び必要な職員配置など

イ 管理業務の履行に関する事項

関係法令の遵守、供用日及び供用時間、管理業務の履行における管理者の義務、物品類の使用、帰属など

ウ 施設の利用に関する事項

利用制限に関する事項など

エ 管理経費に関する事項

管理経費の金額、管理経費の支払方法など

オ 事業の報告及び点検に関する事項

事業実績報告書の提出に関する事項、事業の実施状況に関する報告、事故の場合等の報告に関する事項、町による点検に関する事項

カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

指定の取消し及び管理業務の停止を行う場合、指定の取消し等による損害賠償に関する事項など

キ 指定期間満了に伴う措置に関する事項

事務の引継ぎに関する事項など

ク 情報管理に関する事項

個人情報の取扱い及び情報公開に関する事項など

ケ その他の事項

権利義務の譲渡の禁止、疑義の決定など

(4) 協定を締結しない場合

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

イ 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

14 事業実施の状況の確認、指導等

(1) 現地確認等の実施

町は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、随時、指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、町は改善措置を講ずる等の指導を行います。

さらに、必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

(2) 施設利用者及び町民一般へのアンケートの実施

施設利用者等の利便性の向上等の観点から、アンケート等により、施設利用者及び町民一般への意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について町に報告していただきます。

15 その他の事項

(1) 業務の継続が困難となった場合等の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに町に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりです。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、町は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合等には、町は指定管理者の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとします。

イ 指定が取り消された場合等の措置

上記アにより指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は町に生じた損害を賠償しなければなりません。

ウ 不可抗力等による場合

不可抗力その他町又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、町と指定管理者とは、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合、町は指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとします。

エ 事務の引継ぎについて

指定管理者は、指定期間が満了若しくは指定が取り消された場合は、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、町が必要と認める引継ぎ業務を実施していただき

ます。

16 問合せ先

〒069-1292

夕張郡由仁町新光200番地

由仁町産業振興課農政担当

TEL: 0123-83-2114 FAX: 0123-83-3020

E-mail: sangyo-shinko@town.yuni.lg.jp

別表

リ ス ク 分 担 表

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		町	指定管理者
物 価 変 動	人件費、物品等の物価変動に伴う経費の増		○
	金利変動に伴う経費の増		○
法 令 の 変 更	施設管理、運営に及ぼす法令変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○
税 制 変 更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
	消費税（地方消費税を含む）率の変更		○
行政上の理由 による事業変 更	行政上の理由から、施設管理、運営業務の継続に支 障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくさ れた場合の経費及びその後の維持管理における当 該事情による増加経費負担	○	
不 可 抗 力 ※	不可抗力により、施設・設備を修復する場合	○	
	不可抗力により業務を変更、中止、延期する場合	協議事項	
施設等の損傷	町の責めにより帰すべき事由によるもの	○	
	指定管理者の管理上の責めに帰すべき事由による もの		○
書 類 の 誤 り	仕様書等、町が責任をもつ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が作成した書類の誤り によるもの		○
利用者や第三 者 へ の 損 害	施設の維持管理・業務運営において、指定管理者と しての義務を怠った事により第三者に損害を与え た場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
事業終了時の 撤収、引継ぎに 係 る 費 用	指定管理者の期間が満了した場合、又は指定管理者 が指定期間中において業務を中止した場合におけ る事業者の撤収費用及び業務の引継ぎに係る費用		○

※ 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、地震、火災、騒乱、その他町又は指定管理者のいずれかの責めに
帰することができない自然的又は人為的現象